



DL型ドラムリフター

取扱説明書

No.3

- ドラムリフターをご使用になる前に、この取扱説明書をよくお読みになり正しくご使用ください。
- ドラムリフターはドラム缶専用つり具ですのでドラム缶以外に使用しないでください。
- この取扱説明書に使用する注意事項を『危険』『注意』の2つに区分しています。

 危険	取り扱いを誤った場合に、危険な状態が起こりえて、死亡または重傷を受ける可能性が想定される場合。
 注意	取り扱いを誤った場合に、危険な状態が起こりえて、中程度の傷害や軽傷を受ける可能性が想定される場合、および物的損害のみの発生が想定される場合。

注意に記載した事項でも、状況によっては重大な結果に結びつく可能性があります。いずれも重要な内容を記載していますので、必ず守ってください。

危険

- ドラムリフターの改造は、絶対にしないでください。
- 本体先端部に、つり荷を引っかけて使用しないでください。(図5、図9)
つり荷の落下につながり大変危険です。
- ドラム缶を半分に切ったままや、縁(耳部)がない容器を絶対に使用しないでください。
縁(耳部)がないと容器をチャッキングせずに滑り落ち、容器が落下し大変危険です。
- チェーンがねじれたり、もつれたまま使用しないでください。
又、チェーンの長さは変更しないでください。
チェーンの耐力低下につながり、チェーン切れを起こしつり荷の落下につながり大変危険です。
- ドラムリフターの使用荷重を越えるつり荷は絶対につらないでください。
- チャッキング時に確実にチャッキングがされているかを必ず確認してからつり上げてください。
確実にチャッキングされていないと、つり荷の落下につながり大変危険です。
- たてつり作業・横つり作業の時は、荷のバランスに合った部分をチャッキングしてください。
- 転倒作業は、大変危険ですので絶対に行わないでください。
- ドラムリフターをドラム缶に巻き付けて本体先端同士を引っかけてドラム缶をつり上げないでください。(チョークつり禁止)(図7、図8)
- クレーンによるインチング操作や、急逆転操作(ブラッキング)をして、つり荷を揺らさないでください。
- ドラムリフターを用いてフォークリフトでつり荷を移動させないでください。
- ドラムリフターに取り付けられた危険タグを取り外さないでください。
- 環境条件が、高温・低温の場所での使用はしないでください。
特殊な環境での使用は、必ず当社に御相談ください。

ドラムリフターの使用方法

- ①爪を矢印の方向に押し下げると、爪が開放されます。(図1)
- ②爪を押し下げたまま、ドラム缶縁(耳部)に入れ爪をはなすと、自動的にドラム缶をチャッキングします。
※チャッキングが正しく保持されているか、又つり荷のバランスは良いか確認した後にドラム缶をつり上げてください。
- ③取り外す時は、無負荷にして爪を矢印の方向に押し下げると、爪が開放されます。
- ④爪を押し下げたまま、本体を縁(耳部)から取り外してください。

⚠ 注意

- つり上げ容器には、必ず縁(耳部)が有る事を確認してください。
縁(耳部)がない場合は、図2を参考に縁を取り付けてください。
- つり上げ容器が使用荷重以内かを確認してください。
- 1台の巻上機のフックにドラムリフターを2セット以上同時に使用しないでください。
※ドラム缶どうしがぶつかり合って危険です。
- 一般的にドラム缶の中腹部をガス等で切断して、適当な容器として利用されていますが、必ず図2に示すように縁(耳部)を溶接又は、ボルトで取り付けてください。
- ドラム缶のチャッキングは必ず正しい方向で使用してください。(図3、図4)
誤った使用を行うと本体破損、チェーン切れ等を起こし大変危険です。

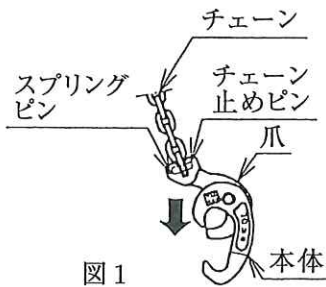


図1

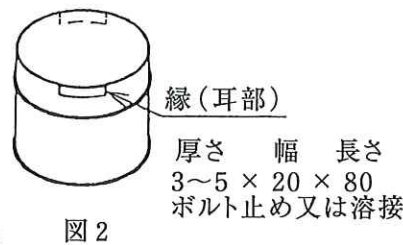


図2



図3 たてつり

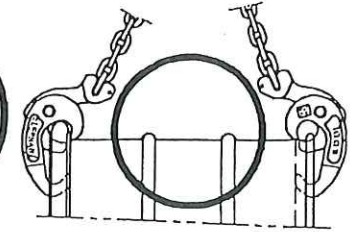


図4 横つり



図5

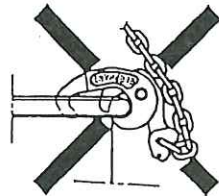


図6

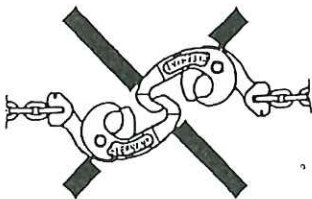


図7

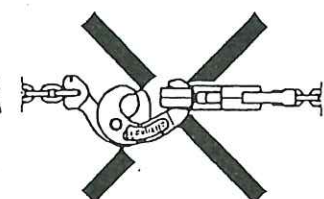


図8

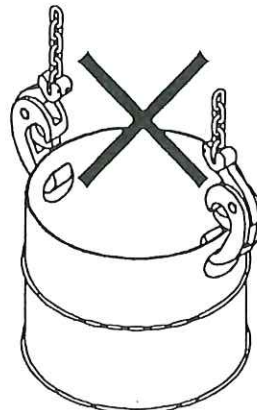


図9



ドラムリフターの点検基準

⚠ 危険

- 日常点検・定期点検を行ってください。下記の異常を発見した場合は、絶対に使用しないで必ず部品交換処理を行ってください。
使用限度については、下記の判定基準欄を参考にしてください。

	点検項目	点検方法	判定基準欄
チェーン	チェーンの5ヶリンク伸び 図10のL寸法	測定	基準ピッチ 95mm 使用限度ピッチ 100mm
	リンクの摩耗 図10のd寸法	測定	基準線径 $\phi 6.3\text{mm}$ 使用限度線径 $\phi 5.7\text{mm}$
	リンクの曲がり	目視	曲がりがないこと
	リンクのねじれ	目視	ねじれがないこと
	傷、その他の有害な欠陥	目視	傷、その他の有害な欠陥がないこと
	腐食	目視	著しい錆が発生していないこと
	マスターリンク	丸環部の変形 図11のA寸法	測定
丸環部の摩耗 図11のB寸法		測定	基準寸法 11mm 使用限度寸法 10mm
チェーン部開き 図11のC寸法		測定	基準寸法 8mm 使用限度寸法 9mm
傷、その他の有害な欠陥		目視	傷、その他の有害な欠陥がないこと
腐食		目視	著しい錆が発生していないこと
スプリングピン		目視	スプリングピンが抜けていないこと
本体		本体の口の開き 図12のD寸法	測定
	本体変形	目視	曲がりおよびねじれがないこと
	チェーン部開き 図12のC寸法	測定	基準寸法 8mm 使用限度寸法 9mm
	爪の作動状態 及びスプリング	動き	爪を動かすとスムーズに動くこと スプリングが破損していないこと
	スプリングピン	目視	スプリングピンが抜けていないこと
	傷、その他の有害な欠陥	目視	傷、その他の有害な欠陥がないこと
	腐食	目視	著しい錆が発生していないこと
止めピン	曲がり	目視	曲がりがないこと
	摩耗 図13のE寸法	測定	基準寸法 $\phi 7.8\text{mm}$ 使用限度寸法 $\phi 7.1\text{mm}$

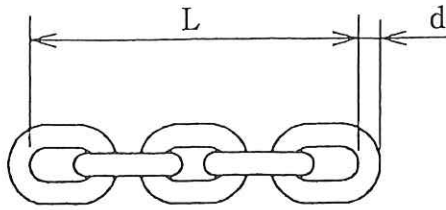


図10 チェーン

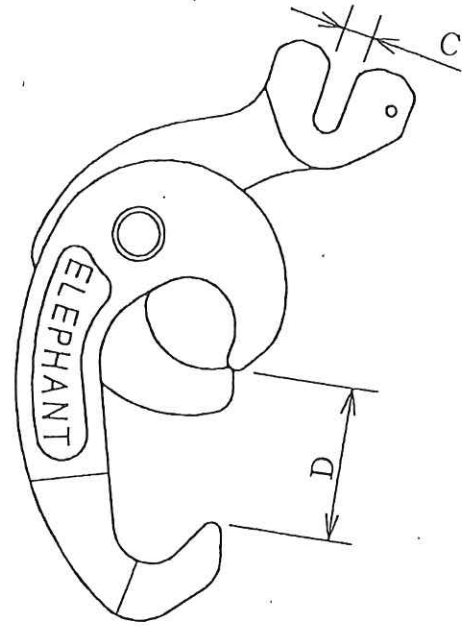


図12 本体

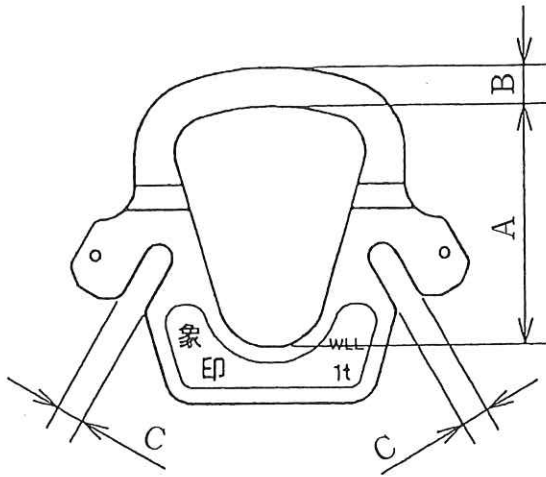


図11 マスターリンク

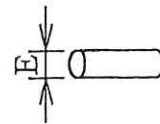


図13 チェーン止めピン

お買い上げいただいた製品は、弊社規格による厳重な検査に合格したものです。輸送中の破損による故障がございましたら、弊社またはお買い上げの販売店にご連絡ください。



孔 象印 チェンブロック 株式会社

大阪府大阪狭山市岩室2丁目180番地

